

令和5年度 高齢者インフルエンザ予防接種が始まりました

【高齢者インフルエンザ予防接種】

インフルエンザは風邪と似た症状ですが、風邪よりも重く全身倦怠感を伴うのが特徴です。症状が重いときに無理をすると、肺炎や気管支炎などの合併症を引き起こす危険があります。特に高齢者は免疫力の低下や重症化の恐れがあることから、**予防接種を受けてインフルエンザを予防しましょう。**

【対象者】

杉戸町に住民登録があり、下記①または②に該当し、本人が接種を希望する方

- ① 満65歳以上の方
- ② 満60歳～満65歳未満で心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当)※確認できる身体障害者手帳または医師の診断書が必要となります。

【接種期間】

町内契約医療機関

令和5年10月1日(日)～令和6年1月31日(水)

※杉戸町の予診票を置いています。

町外の契約医療機関(埼玉県医師会加入の接種協力医療機関)〈埼玉県医師会ホームページに掲載

令和5年10月20日(金)～令和6年1月31日(水)

※杉戸町の予診票を置いている医療機関もあります。医療機関または保健センターにお問い合わせください。〈10月5日以降〉

【申込方法】

直接、契約医療機関に予約してください。

【接種方法】

契約医療機関に、杉戸町の予診票・接種費用(自己負担額)・健康保険証を持参し、1回接種します。

【費用】

自己負担額 **1,500円**

※契約医療機関で杉戸町指定の予診票を使用して接種した場合の金額です。

※生活保護受給者・中国残留邦人は自己負担が免除されます。受給証や本人確認証を医療機関窓口にて提示してください。

【注意事項】

※対象者本人が、接種を希望する場合のみ、受付します。

※契約医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となります。

※費用の償還払い(立て替え払い)は、ありません。

※接種終了後、医療機関から予防接種済証を受け取り保管してください。

※施設に入所中の方は、施設の指示に従ってください。

【町内契約医療機関】

医療機関名	住 所	電話番号
あけぼの内科リウマチ科 クリニック	清地4-10-24	37-2525
井上小児科皮膚科	高野台西2-6-3	33-8690
今井病院	杉戸3-11-1	32-0065
後藤クリニック	高野台西1-11-24	37-2151
埼玉杉戸診療所	本郷273-1	48-6904
杉戸クリニック	下高野1760-1	33-0088
杉戸耳鼻咽喉科医院	杉戸4-15-8	32-2841
清地クリニック	清地5-1-2	37-2511
高野台クリニック	高野台東1-4-5	35-1110
高橋内科医院	内田2-8-18	35-2317
玉井医院	清地1-2-30	33-2464
鳥居整形外科医院	内田1-1-20	32-4433
長岡産婦人科医院	杉戸2-3-10	33-3325
山根医院	高野台南2-3-12	33-3314

問合せ先

杉戸町健康支援課（保健センター）

電話 0480-34-1188